

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年12月9日（令和7年（行情）諮問第1416号ないし同第1420号）

答申日：令和8年4月22日（令和8年度（行情）答申第60号ないし同第64号）

事件名：「陸上自衛隊報」の開示決定に関する件（文書の特定）
「陸上自衛隊報」の開示決定に関する件（文書の特定）
「陸上自衛隊報」の開示決定に関する件（文書の特定）
「陸上自衛隊報」の開示決定に関する件（文書の特定）
「陸上幕僚長指示」の一覧等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書57」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年8月27日付け防官文第14774号、同年11月29日付け同第20017号、令和4年8月12日付け同第15632号、同年12月5日付け同第22743号及び令和2年8月31日付け同第13847号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

(1) 原処分1に係る審査請求書

ア ないしオ （略）

カ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

キ （略）

(2) 原処分2に係る審査請求書

アないしオ (略)

カ 上記(1)カに同じ。

キ (略)

(3) 原処分3に係る審査請求書

アないしオ (略)

カ 上記(1)カに同じ。

(4) 原処分4に係る審査請求書

アないしオ (略)

カ 上記(1)カに同じ。

キ (略)

(5) 原処分5に係る審査請求書

アないしオ (略)

カ 上記(1)カに同じ。

キ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和3年8月27日付け防官文第14774号、同年11月29日付け同第20017号、令和4年8月12日付け同第15632号、同年12月5日付け同第22743号及び令和2年8月31日付け同第13847号により、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分(原処分)を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年9か月ないし約5年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件各開示請求に係る行政文書は保有していない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月9日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1416号ないし同第1420号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和8年4月16日 令和7年（行情）諮問第1416号ないし同第1420号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書1ないし文書47について

(ア) 本件請求文書のうち別紙の1（1）ないし（4）に掲げるものの開示請求は、各開示請求文言に記載された期間に発行又は作成された陸上自衛隊報の各号（人事版を除く。）の開示を求めるものであると解し、文書1ないし文書47を特定した。

(イ) 本件各開示請求時点（2021年（令和3年）6月30日受付、同年9月30日受付、2022年（令和4年）6月14日受付及び同年10月4日受付）で、文書1ないし文書47の外に本件請求文書のうち別紙の1（1）ないし（4）に掲げるものに該当する文書は作成又は取得しておらず、保有していない。

イ 文書48ないし文書57について

(ア) 本件請求文書のうち別紙の1（5）に掲げるものの開示請求は、開示請求文言に記載された期間に発行又は作成された陸上幕僚長指示の一覧及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全ての開示を求めるものであると解し、文書48ないし文書57を特定した。

(イ) 本件開示請求時点（2020年（令和2年）6月30日受付）で、文書48ないし文書57の外に本件請求文書のうち別紙の1（5）に掲げるものに該当する文書は作成又は取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、

本件各開示請求時点で本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 『陸上自衛隊報』2016年4～2021年6月末までに発行された各号（ただし人事版は除く）（諮問第1416号）
- (2) 『陸上自衛隊報』2016年4～2021年9月末までに発行された各号（ただし人事版は除く）（諮問第1417号）
- (3) 『陸上自衛隊報』2016年4～2022年5月末までに発行された各号（ただし人事版は除く）（諮問第1418号）
- (4) 『陸上自衛隊報』2016年4～2022年9月末までに発行された各号（ただし人事版は除く）（諮問第1419号）
- (5) 「陸上幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（2016年1月～2020年6月）、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て（諮問第1420号）

2 本件対象文書

- (1) 上記1（1）の開示請求の対象として特定された文書（原処分1）

- 文書1 陸上自衛隊報499号（平成28年4月20日（水））陸上幕僚監部
- 文書2 陸上自衛隊報500号（平成28年4月22日（金））陸上幕僚監部
- 文書3 陸上自衛隊報501号（平成28年6月10日（金））陸上幕僚監部
- 文書4 陸上自衛隊報502号（平成28年6月10日（金））陸上幕僚監部
- 文書5 陸上自衛隊報503号（平成28年8月16日（火））陸上幕僚監部
- 文書6 陸上自衛隊報504号（平成28年10月24日（月））陸上幕僚監部
- 文書7 陸上自衛隊報505号（平成28年11月28日（月））陸上幕僚監部
- 文書8 陸上自衛隊報506号（平成29年1月11日（水））陸上幕僚監部
- 文書9 陸上自衛隊報507号（平成29年3月22日（水））陸上幕僚監部
- 文書10 陸上自衛隊報508号（平成29年4月28日（金））陸上幕僚監部
- 文書11 陸上自衛隊報509号（平成29年6月20日（火））陸上幕僚監部

文書12 陸上自衛隊報510号 (平成29年8月29日(火)) 陸上幕僚監部
 文書13 陸上自衛隊報511号 (平成29年10月19日(木)) 陸上幕僚監部
 文書14 陸上自衛隊報512号 (平成29年12月13日(水)) 陸上幕僚監部
 文書15 陸上自衛隊報513号 平成30年3月26日(月) 陸上幕僚監部
 文書16 陸上自衛隊報514号 平成30年5月11日(金) 陸上幕僚監部
 文書17 陸上自衛隊報515号 平成30年6月27日(水) 陸上幕僚監部
 文書18 陸上自衛隊報516号 平成30年9月11日(火) 陸上幕僚監部
 文書19 陸上自衛隊報517号 平成30年12月21日(金) 陸上幕僚監部
 文書20 陸上自衛隊報518号 平成31年3月8日(金) 陸上幕僚監部
 文書21 陸上自衛隊報519号 平成31年4月25日(木) 陸上幕僚監部
 文書22 陸上自衛隊報520号 令和元年5月29日(水) 陸上幕僚監部
 文書23 陸上自衛隊報521号 令和元年8月9日(金) 陸上幕僚監部
 文書24 陸上自衛隊報522号 令和元年10月10日(木) 陸上幕僚監部
 文書25 陸上自衛隊報523号 令和元年12月20日(金) 陸上幕僚監部
 文書26 陸上自衛隊報524号 令和2年1月16日(木) 陸上幕僚監部
 文書27 陸上自衛隊報525号 令和2年3月4日(水) 陸上幕僚監部
 文書28 陸上自衛隊報526号 令和2年4月17日(金) 陸上幕僚監部
 文書29 陸上自衛隊報527号 令和2年5月19日(火) 陸上幕僚監部
 文書30 陸上自衛隊報528号 令和2年6月12日(金) 陸上幕僚監部
 文書31 陸上自衛隊報529号 令和2年7月6日(月) 陸上幕僚監部
 文書32 陸上自衛隊報530号 令和2年9月1日(火) 陸上幕僚監部

- 文書33 陸上自衛隊報531号 令和2年11月13日(金) 陸上幕僚監部
- 文書34 陸上自衛隊報532号 令和3年1月22日(金) 陸上幕僚監部
- 文書35 陸上自衛隊報533号 令和3年3月5日(金) 陸上幕僚監部
- 文書36 陸上自衛隊報534号 令和3年4月23日(金) 陸上幕僚監部
- 文書37 陸上自衛隊報535号 令和3年6月1日(火) 陸上幕僚監部
- (2) 上記1(2)の開示請求の対象として特定された文書(原処分2)
- 文書1ないし文書37
- 文書38 陸上自衛隊報536号 令和3年7月2日(金) 陸上幕僚監部
- 文書39 陸上自衛隊報537号 令和3年7月29日(木) 陸上幕僚監部
- 文書40 陸上自衛隊報538号 令和3年9月3日(金) 陸上幕僚監部
- (3) 上記1(3)の開示請求の対象として特定された文書(原処分3)
- 文書1ないし文書40
- 文書41 陸上自衛隊報539号 令和3年11月22日(月) 陸上幕僚監部
- 文書42 陸上自衛隊報540号 令和4年2月9日(水) 陸上幕僚監部
- 文書43 陸上自衛隊報541号 令和4年4月22日(金) 陸上幕僚監部
- 文書44 陸上自衛隊報542号 令和4年5月23日(月) 陸上幕僚監部
- (4) 上記1(4)の開示請求の対象として特定された文書(原処分4)
- 文書1ないし文書44
- 文書45 陸上自衛隊報543号 令和4年6月23日(木) 陸上幕僚監部
- 文書46 陸上自衛隊報544号 令和4年7月15日(金) 陸上幕僚監部
- 文書47 陸上自衛隊報545号 令和4年9月16日(金) 陸上幕僚監部
- (5) 上記1(5)の開示請求の対象として特定された文書(原処分5)
- 文書48 陸上幕僚長指示件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部(1~12月)
- 文書49 陸上幕僚長指示件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部(1~6月)
- 文書50 陸上幕僚長指示一覧 平成29年 陸上幕僚監部(1~12月)
- 文書51 陸上幕僚長指示一覧 平成29年 陸上幕僚監部(1~6月)

文書 5 2	陸上幕僚長指示一覽	平成 3 0 年	陸上幕僚監部 (1 ~ 1 2 月)
文書 5 3	陸上幕僚長指示一覽	平成 3 0 年	陸上幕僚監部 (1 ~ 6 月)
文書 5 4	陸上幕僚長指示一覽	平成 3 1 年	陸上幕僚監部 (1 ~ 4 月)
文書 5 5	陸上幕僚長指示一覽	令和元年	陸上幕僚監部 (5 ~ 1 2 月)
文書 5 6	陸上幕僚長指示一覽	令和元年	陸上幕僚監部 (5 ~ 6 月)
文書 5 7	陸上幕僚長指示一覽	令和 2 年	陸上幕僚監部 (1 ~ 6 月)